

檜原村介護職員養成事業の助成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、訪問介護員養成研修及び介護職員基礎研修の受講費用を助成することにより、村内の介護事業所の人材不足の解消及び雇用の促進を図ることを目的として、助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、村の住民基本台帳に登録されている者であって、介護保険法施行規則第22条の23(平成11年厚生省令第36号)に規定する都道府県知事又は都道府県知事の指定する者により行われる研修のうち、介護職員実務者研修課程(以下「実務者研修課程」という。)又は訪問介護に関する介護職員初任者研修課程(以下「初任者研修課程」という。)を修了した者とする。

(助成の対象経費)

第3条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は実務者研修課程及び初任者研修課程の受講料とする。ただし、他の法令等により助成(以下「他制度助成」という。)を受けた場合は、当該助成額を除いた額とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の3分の2とし、檜原村長(以下「村長」という。)が必要かつ適当と認めるものについて、1人につき130,000円を限度に予算の範囲内において助成金を交付するものとする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金を受けようとする者は、介護職員養成事業助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(1) 初任者研修課程又は実務者研修課程を修了したことを証する書類の写し

(2) 初任者研修課程又は実務者研修課程の受講費用の支払を証する書類の写し

(3) 他制度助成を受けた場合又は受ける予定である場合は、当該他制度助成の受給を証する書類の写し

2 前項に規定する申請は、前項第1号に規定する書類を都道府県知事が交付した日の翌日から起算し、1年以内に行わなければならない。

(助成金の決定及び却下)

第6条 村長は、前条の申請があったときは、第2条の要件を審査の上、助成の可否を決定し、介護職員養成事業助成金交付決定通知書(第2号様式)又は介護職員養成事業助成金却下通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定により助成金の決定を受けた者は、介護職員養成事業助成金交付請求書(第4号様式)により、村長に対し請求するものとする。

(助成金の交付)

第8条 村長は、前条の請求を受けた場合、当該請求の内容を確認し、速やかに請求者に対し助成金を交付するものとする。

(助成金の取消し及び返還)

第9条 村長は、助成金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の決定の全部又は一部を取消し、既に助成金の交付を受けているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 不正な行為により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他村長が不適當と認めたとき。

(その他)

第 1 0 条 この事業の実施に当たり、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。